

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 限度額適用・標準負担額認定証（減額認定証）と医療費通知について～

■入院のときに病院窓口で支払う医療費が、少なく済む制度をご存じですか？

減額認定証（限度額適用・標準負担額認定証）の申請要件に該当する方に申請手続きのお知らせを送付しています。

申請すると病院窓口で支払う医療費が少なく済むので、入院される場合などには、役場福祉課または各支所にて申請の手続きをしてください。

※住民税が課税されている世帯の方は対象になりません。

| 申請前 | | 申請後 | | |
|----------------|---------|---------------------|-----|---------|
| 負担区分：一般（課税世帯） | | 負担区分：区分ⅠまたはⅡ（非課税世帯） | | |
| 自己負担限度額（1ヶ月） | | 自己負担限度額（1ヶ月） | | |
| 外来 | 入院 | 外来 | 入院 | |
| 12,000円 | 44,400円 | 8,000円 | 区分Ⅰ | 15,000円 |
| | | | 区分Ⅱ | 24,600円 |
| 食事代 （1食につき） | 260円 | 食事代 （1食につき） | 区分Ⅰ | 100円 |

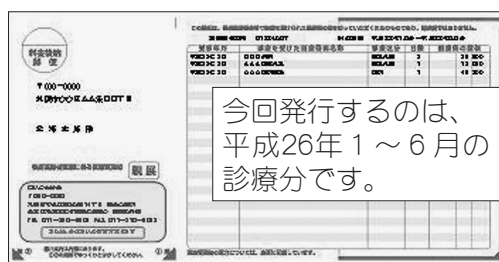
なお、以前加入していた医療保険を含め、過去12ヵ月で「減額認定証」が交付されていた期間の入院日数が90日を超えている場合、申請し認定を受けると、入院時の食事代がさらに減額されます。該当される方は、役場福祉課へお問い合わせください。

■9月に医療費通知を発行します

医療費通知は、発行を希望される方にのみ通知しています。ご希望の方は、役場福祉課までご連絡願います。 ※すでに連絡していただいている方には、継続して通知いたします。

医療費通知とは

- 医療機関で診療を受けた際にかかった医療費の額を、半年ごと（1～6月、7～12月）にとりまとめ、年2回（9月と翌年3月）ハガキでお知らせします。
- 受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額（10割の金額）を記載しています。
- この通知を確定申告（医療費控除）の際の領収書として使うことはできません。
- 診療内容の審査などの都合上、一部の医療受診記録を記載していない場合があります。



お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

役場 福祉課（医療担当）

電話 42-2275（内線 246）